

大阪・関西万博における島根県ブース出展業務 提案競技実施要領（案）

令和6年3月6日

1. 趣旨

島根県は、令和7年に開催される大阪・関西万博（以下、「万博」という。）において、島根県の魅力を国内外にPRし県内誘客を促進させるため、万博会場内の催事施設でのブース出展を計画している。出展にあたっては、県内全域の魅力を効果的かつ効率的にPRできる展示等の構成・内容の企画・制作並びに全ての来場者に対する安全・安心の確保、快適に体験できる会場の整備等、満足度を高める運営が必要であり、これを円滑に実施するため外部委託により行う。

このことについて、当要領により提案競技を実施し、業務の受託候補者を選定する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 大阪・関西万博における島根県ブース出展業務
- (2) 業務内容 別添「大阪・関西万博における島根県ブース出展業務」提案競技仕様書4のとおりに
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年10月31日まで
- (4) 委託上限額 40,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

この企画に提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- (2) 単独の法人での参加は島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムでの参加は、構成員のうち1人以上が県内法人であること。
- (3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (エ) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (オ) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - (カ) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - (キ) 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、コンソーシアム構成員と単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和6年3月6日(水)～3月12日(火) 17時 ※参加表明書、誓約書、企画提案質問書、企画提案書の様式は、県観光振興課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2) 提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、参加表明書(様式1)及び添付資料、提案公募参加資格の遵守に関する誓約書(様式4)を令和6年3月12日(火)17時までに、持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) 参加資格通知予定日	令和6年3月14日(木)
(4) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書(様式2)にて、令和6年3月12日(火)17時までに持参またはメールにより提出すること。
(5) 質疑の回答予定日	令和6年3月19日(火)
(6) 質疑の回答方法	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑を取りまとめてすべて同じものを回答する。 ・参加表明書に記載された連絡担当者に対してメールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(7) 企画提案書提出期限	令和6年3月28日(木) 17時
(8) 審査予定日(対面)	令和6年4月4日(木) 予定 ※場所等詳細については、参加資格通知者に別途通知する。 ※提案者ごとに、企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。 ※状況に応じ、審査日は変更となる場合がある。
(9) 受託候補者の選定	令和6年4月上旬を予定
(10) 提出先及び問い合わせ先	<p>島根県商工労働部 観光振興課 国際観光推進室 担当：福田、松本 〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL：0852-22-6756 FAX：0852-22-5580 E-mail：kanko-inbound@pref.shimane.lg.jp</p>

5. 提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 提案競技仕様書の記載内容に留意の上、企画提案書（様式3）により作成する。 ※様式3の内容が盛り込まれていれば、独自様式による提出も可とする。 用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。 ※図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。
(2) 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 6部提出すること。 令和6年3月28日（木）17時までに持参または郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> 見積書（押印不要）を企画提案書（6部）の末尾にそれぞれ綴り込むこと。 見積書の宛名は「島根県知事 丸山達也」とし、貴社代表者の職氏名を記載すること。
(4) 企画提案等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤虚偽の内容が記載されているもの 企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり10,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 複数の企画提案は認めない。 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 企画提案の採否は、文書により通知する。 採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。 本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1) 審査方法	<ul style="list-style-type: none"> 審査会（対面）において、次項の審査内容に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者（1者を予定）を本業務の受託候補者として選定する。なお、多数の参加表明があった場合、審査基準に基づき、書類審査を行い、審査会（対面）への参加者を選考する。 審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。 								
(2) 審査基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1780 746 1825">審査項目</th> <th data-bbox="746 1780 1393 1825">審査内容</th> <th data-bbox="1393 1780 1477 1825">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1825 746 2033">効果的な企画・手法の提案</td> <td data-bbox="746 1825 1393 2033"> <ul style="list-style-type: none"> 島根県が示すコンセプトを踏まえ、県への来訪につなげる、効果的な提案がなされているか 地域、文化、人種、性別、世代、障がい等に関わらず、来場者が展示を理解し、快適に楽しめる内容が提案されているか </td> <td data-bbox="1393 1825 1477 2033">20</td> </tr> </tbody> </table>	審査項目	審査内容	配点	効果的な企画・手法の提案	<ul style="list-style-type: none"> 島根県が示すコンセプトを踏まえ、県への来訪につなげる、効果的な提案がなされているか 地域、文化、人種、性別、世代、障がい等に関わらず、来場者が展示を理解し、快適に楽しめる内容が提案されているか 	20		
審査項目	審査内容	配点							
効果的な企画・手法の提案	<ul style="list-style-type: none"> 島根県が示すコンセプトを踏まえ、県への来訪につなげる、効果的な提案がなされているか 地域、文化、人種、性別、世代、障がい等に関わらず、来場者が展示を理解し、快適に楽しめる内容が提案されているか 	20							

島根の魅力をPRする設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ブースの設計において島根県の魅力等を、ターゲットに印象づけるPR手法が提案されているか ・島根県内全域（出雲地域・石見地域・隠岐地域）の観光情報を発信する工夫がなされているか ・基本設計及び展示設計・制作等に係る業務実施体制やスケジュール、積算が適切に示されているか ・コスト削減、環境への配慮が提案されているか 	20
ブースの運営全般	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者の安全・安心の確保、快適に体験できる会場づくりが提案されているか ・ブースの運営体制や積算が適切に示されているか 	20
独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者の独自の発想に基づく提案内容が含まれているか ・自由提案は島根県ブースの効率的・効果的な設計・運営に質するか 	10
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を円滑かつ確実に遂行することのできる実施体制・人員が整っているか ・県との連絡窓口が明確であり、要請に応じて即時に対応できる体制が整っているか ・県、万博協会、その他関係者と綿密に調整できるか ・本業務と類似の業務の受注実績や特筆すべき業務成果を有しているか 	15
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標の設定及び検証方法は適切か ・実現性のある指標設定となっているか 	10
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・全体を通じて業務内容に見合った適切な見積額になっているか 	5
合計得点		100
(3) 提案者への採否通知	令和6年4月上旬に、提案者全員に通知する予定。	

7. 契約手続き等

(1) 委託料上限額	40,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）。 ※上記委託料には、受託候補者の提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。
(2) 契約方法等	受託候補者と仕様書の内容、委託料限度額等について協議のうえ、委託契約を締結する。
(3) 委託料の支払	原則として完了払とする。 ただし、契約に基づき前金払することができる。
(4) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
(5) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金またはこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。

(6) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
(7) 契約書及び仕様書	別途作成・提示する。
(8) 契約情報の公表	契約に係る情報の公表に関する要領に基づき、不落の場合であっても入札参加者名（見積書提出者名）及び入札金額（見積金額）を公表することがある。

8. その他

令和 6 年度島根県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件提案競技について停止等を行う。これにより、事業者において損害が生じた場合、県ではその損害について一切負担しない。